

各商工会 御中

香川県商工会連合会  
指 導 課

平成30年度第2次補正予算小規模事業者持続化補助金にかかる  
補助事業実施期限にともなう支払い日等の注意喚起について

平素は本会事業にご協力いただき有難うございます。

補助事業の実施期限（2019年12月31日）につきましては、本事業の公募要領や「補助事業の手引き」等にてご案内しているところではございますが、補助事業実施期限が近づいてきておりますので、改めてご連絡いたします。

各商工会におかれましては、各採択事業者様にご周知いただき、確実な補助事業の遂行が行われるよう伴走型支援をお願い申し上げます。

記

①補助事業の実施期限

外部事業者への支払い等を行う場合は、上記の**実施期限（2019年12月31日（火）までに先方に着金している必要がある**ため、振り込み日には十分お気を付けてください。

※12月30日（月）まで営業を行う金融機関が多いようですが、金融機関によって営業日に違いがある可能性がありますので、必ず採択事業者様ご自身で金融機関に年内最終営業日をご確認いただくようご連絡ください。また、**採択事業者名義の口座から振込いただきますよう、お願い申し上げます。**

**◆過去に、最終日に振込を行おうとして、ATM故障で振込が行えなかった事案も報告されておりますので、余裕を持った振込処理をお願いいたします。**

**◆クレジットカード払いの場合、12月30日（月）までに口座より引き落とされている必要がありますので、併せて注意喚起をお願いします。**

②実績報告書の提出について

実績報告書の最終提出期限は『2020年1月10日（金）』です。経費関係書類一式とともに県連事務局に提出して下さい。

提出書類に不備・不足等があった場合は、事務局から修正や追加書類の提出等をお願いしておりますが、**2020年1月31日（金）までに不備が解消され、全国事務センターに書類が到着していない場合は補助金の支払いが出来なくなりますので、必ず順守するようお願い致します。**

また、最終期限間際の提出になりますと、全国事務局でも事務が集中するため、採択事業者への補助金入金が遅れる可能性があります。補助事業を終了した事業者につきましては、早期の実績報告書の提出をお願い致します。